

第20回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月5日（水）午後1時30分から午後2時40分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（23人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
4番	浦恩城 由 子	5番	佐 藤 勲
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 隆
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 勤	16番	永 井 保 伸
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員（2人）

3番	箱 田 裕 史	8番	須 田 直 子
----	---------	----	---------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	引 田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐 藤 裕 徳
------	---------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 2 5 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、第20回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 会長、ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第20回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。欠席者、今日は、議席番号3番、箱田裕史委員並びに議席番号8番、須田直子委員から欠席との連絡がございました。2名欠席ということなので、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号9番、大野俊彦委員並びに19番、福田敬一委員の両名を指名いたします。

また、書記は事務局の石井係長を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、後継者として申請地を叔母より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

4番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和10年3月21日」から「令和9年3月21日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の南部の事前協議にて営農の指導を受け、改善も見られてはいるが、収量8割の要件を満たしていないため、今回につきましても、3年更新ではなく2年更新とし、営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきました。それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を2年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという同一世帯の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年3月22日から令和9年3月21日までの2年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書8ページ、議案第3号ナンバー1が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

5番 契約内容は贈与、共有名義となっている申請地を現在耕作している譲受人の名義とし引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は8件でございます。なお、この8件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま農地法3条、その説明がございました。この中で、今、事務局から説明ありました。ナンバー4、これは5条のほうで議案第3号、そこで審議したいと思います。

そういうことで、それ以外のものについて何かご質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

げます。この7番の譲受人の人、法人に入っているのですか。

○事務局 そうですね。

○会長 でも、法人に70アールを貸していて、それ以外に105というのは自分で耕作しているところ。

○事務局 こちらの方が自作地は、この105アールというのが全部なのですけれども、そのうち……

○会長 の70アールが。

○事務局 はい、期間借地で農事組合法人に、米期ですね、米で農事組合法人がやっているのが、その105のうちの70という形で、麦期は自分でやっているというような形です。

○会長 そうか、そうなんだ。

○事務局 はい。

○会長 そういうことだそうです。どうでしょう、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

許可してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の1件ですね、説明がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

この間、これは北部の議案ですね。ちょっと市外に申請人がいるので、そこをちょっと、距離が離れているので、それ、ちょっと説明してもらいますか。

○事務局 こちらの譲受人の方は、もともとこの申請地、一体利用地として宅地部分があるのですが、こちらにお住まいの方だったのですけれども、それが30年ぐらい前です。その後、埼玉のほうに転居して、何度か埼玉の中で転居を繰り返して、今のご住所に住まわれているのですけれども、その土地を今回相続で取得をしまして、群馬に帰ってくる見込みもないということで売却の方向で調査をしたところ、この申請地の部分が農地法の許可を取っていないことが判明したために是正したいという案件になります。

○会長　そういうことで売却するという事らしいです。

どうでしょう、皆さんからご意見等あればお伺いいたしますけれども。なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、先ほどお話ししましたが、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について。

1番　こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。

申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和10年3月21日」から「令和9年3月21日」に訂正をお願いいたします。

1番　契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和7年3月22日から令和9年3月21日までの2年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書3ページ、議案第1号ナンバー4が関連案件でございます。

なお、先ほど3条許可申請についてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可とこちらの5条許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

本申請地は、平成30年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、昨年に引き続き今回が5回目の更新となります。当初は、柿で営農を行うという計画でございましたが、生育が芳しくなかったことから、令和元年12月に栽培作物をフキに変更いたしました。昨年の更新の際にはフキの収量が8割に満たなかったため1年間での更新となり、今回の更新の時期を迎えました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。

ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。

1枚目は位置図でございます。図面中央の丸で囲まれた箇所が申請地でございます。近隣駅から

南西に750メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の灰色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は、住宅と雑種地、農地が混在する地域でございますが、申請地の北側は農振農用地が広がっておりまして、申請地も青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧ください。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、南側は公衆用道路、それ以外は農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱面積4.64平米が今回の一時転用の対象でございます。架台支柱48本、パネル枚数176枚、計画発電量は49.28キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目と次の6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、高さ3メートルで、このタイプの太陽光パネルは3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらがフキの作付図となります。申請地には、現在420本のフキが作付されております。前回の更新の際に、土壌を改良したほうがよいとの指摘をいただきましたので、新しい土を入れ、昨年4月にフキを植え替えております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。

営農者の属性でございますが、オに該当する方になりまして、許可期間は最長で3年間でございます。

農作業経験は12年あり、作付作物に関しては5年の経験がございます。

次のページを御覧ください。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキでございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間ですが、記載のとおり、2月にフキノトウを収穫し、フキは5月から6月頃収穫します。また、5月から9月にかけて除草、追肥を行います。2年目以降につきましても、同様に行う予定です。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、記載のとおりでございまして、農作業に従事する者は2名であると同っております。

下部の農地における単収見込みは記載のとおりであり、2021年群馬県のフキの平均単収を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。なお、昨年土壌の改良とフキの植え替えを行ったため、収量は0キロと同っております。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みでございますが、フキは直射日光の当たらない半

日陰でも育つことから影響がないと思われると伺っております。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さは3メートル、間隔も3メートル以上であることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

1枚おめくりいただきまして、下部の農地における収支の見込みでございます。参考までに御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、必要な知見を有する者の意見書でございますが、さらに1枚おめくりいただきまして、次のページの別紙を御覧ください。フキは陰性植物に該当するため、栽培作物として問題ないと思われ、管理を怠らず栽培すれば可能であるとのことでございます。

次のページの資料については、参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

また、先日の事前調査の際に、改善の努力は見られるが、収量が8割に達していないので3年の更新期間は与えられないが、2年の更新にしたかどうかというご意見をいただきました。こちらの意見も踏まえ、更新の期間についても併せてご審議いただければと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。審議に入る前に、調査班の報告ですけれども、今回第3班になっております。ということで、調査班長の井元委員から報告をお願いいたします。

○23番井元委員 それでは、これから事前調査報告をいたします。

事前調査報告第3班班長、井元。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人2名の出席でした。

質問1 昨年の事前調査時に思い切った土壌改良の必要があるのではないかという話をしたと思いますが、どのようなことをしましたか。

回答 土の入替えはできませんでしたが、フキ農家に指導を受け、現状の地盤の上に15センチ程度の土を入れ、昨年4月にフキも全て入れ替えました。その後は、10月に化成肥料、12月に堆肥を入れて殺虫剤をまきました。また、指摘をいただいた除草剤については使用しませんでした。

質問2 圃場の西側にあるカバーのかかったものは何ですか。

回答 井戸水の水栓です。以前は、ハウスで野菜を栽培していたので100メートルほどのところにある実家から井戸水を引き込んで使用しています。

質問3 以前は、山のフキを植えていたと思いますが、今回植え替えた苗の仕入れ先はどちらですか。

回答 営農指導を受けているフキ農家から仕入れました。

質問4 太陽光パネルの端からの雨垂れは対策をしたほうがよいと思います。雨どいやタンクを設置して集水する方法や、雨が落ちる部分にわらを敷いたりすることを検討してみてください。

回答 はい、検討します。

質問5 土壌に関しては、これまで様々な指摘をしてきましたが、その対策をしてきた結果が出て改善されてきたと思います。引き続き努力を続けてください。

回答 はい、ありがとうございます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま調査報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

今回、土壌改良ということで収支ですか、それ見ると60万かけて土壌改良したということで、そんな報告がございました。それで、この2年目から販売金額、このフキ、5万、3年目が6万、4年目が7万、5年目が8万なんてありますけれども、これ、この今調査班長が報告した中にはないのでけれども、この販売先はどこですかって、最後に聞き取り終わった後ちょっと聞いたら、JAに販売しますなんて、そんなことをお話ししておりました。

それでは、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。これは南部地区の議案ですので、北部地区の委員さんから何かアドバイスの話でもありましたら、よろしく願いいたします。

それで、先ほど事務局のほうから説明ございましたように、本来なら順調に収量がいつていけば3年なのですけれども、過日の事前協議のとき、審議委員の協議委員ですか、皆さんから2年にしたらどうだということで、事前協議の間ではそういう話が出ました。それを踏まえて、今回も、では、2年でどうでしょうかと皆さんから意見多数ございましたら、そのように決定したいと思います。

お願いします。

○20番西山委員 では、何もないけれども、いいですか。

○会長 はい、いいと思うけれども。

○20番西山委員 20番の西山です。よろしくお願いします。これ、今、福田さんから聞いたのですが、吉井までというとな30分ぐらいかかるのか。

○会長 もっとかかるのではないかな。

○20番西山委員 もっとかかる。

○会長 安中の原市だから。

○20番西山委員 それで、もう何回か、こういう1年なり、2年にしても、面積的にも595平米だから正直な話、微々たるものだ。

○会長 面積的にはね。

○20番西山委員 はい。それでも、できないというのは何か問題があるのか。

○会長 だから、随分今まで指摘されて、それを行ってこなかったもので、同じ状況でずっと来ていたので、今度は土壌改良ということで黒土を15センチぐらいだっけ。

○事務局 15センチ盛土するというような形で。

○20番西山委員 盛土はしなかった、したのか。だけれども砂を入れただけなのか。

○事務局 そうですね。入替えではなくて、上に盛ったという形です。

○会長 それで、今この報告の中では、その育ちぐあいというのは出ていなかったのだっけ。出ていないな。では、それ報告してもらおうか。

○20番西山委員 それで、農協さんが指導するとかってあるのだけれども、時たま、実際には行って今度は指導するような形が取れるのかね。これ、だって、農協さんが、書いてあるよね。実際にさ、農協に。

○会長 だから、指導する、J Aの職員が指導するのだけれども、現場行って指導してくれるのかな。どういうのだろうな。

○事務局 現場に行っているかどうかというところまでは、ちょっと確認していないのですけれども、営農指導は。

○20番西山委員 だけれども、指導するというのは、そういうことなのだよ。それなりの8割をクリアするように、その方向で行くというのは。だから、結構これを出すということは、責任があるのだよ。実際、農協がやるのであれば。

○会長 そうだよな。

○20番西山委員 はい、だから、これは市内だけれども、市外の農協が指導するのだから。実際はゼロなのだから、それを8割に持ってくるのだから。それで、実際にこの近くでは、ソーラーの下でフキを作っているような人がいないのか。

○23番新井委員 いないです。

○20番西山委員 いない。

○23番新井委員 いないです。周りが全部農振農用地なので、ほぼ田んぼです。周りが。

○20番西山委員 それで、例えば、では、ソーラーでなくて、フキだけを作っているような人がそこから。

○23番新井委員 近くではないです。もうちょっと山際のほうに行かないと作っている人はいないです。

○20番西山委員 では、俺んちのほうでフキがそれなりにしている人がいるから、もしあれなら、そういうのを教えていただいて5月頃まで。

○23番新井委員 だから、この市外の農協でなく、市内の農協であれば出荷場がすぐ近くなので、そちらからの指導はできたりはすると思うのですけれども。いかにせん、市外ということなので、市外の農協に頼んで来てもらったりとか、あと県の指導センターに頼むか、そのくらいしかないと思

うのです。だけれども……ちょっといいですか。

○会長 はい。

○23番新井委員 現状で、私もずっと3班でこのうち何回も毎年行っていたのですけれども、全然改良される意思がなかったように感じたのです。去年新しい班になって、違う人も行って、いろんな話をして、相對の話の中で、とにかく土、土壤改良しないと駄目だよということで、それを思い切って土を入れてくれて、状況は本当にいい状況でした。フキも、結構大きいフキが幾つかは出ていました。苗の状況もよかったので、きちんと管理をし始めてくれたかなという感じがしましたので、取りあえず3班のこの間の意見の中では、多少安心をしたかなという感じはありましたので、あとは指導面だけは農協に頼むしかないかなと思いますので、そんな状況でした。

○20番西山委員 その辺をちょっと念を押していただければ、いいと思いますけれども。

○会長 今まで同じような状況で更新、更新、短期間で更新、更新というふうに来たので、そういつて去年からでしたっけ、営農型のこの更新厳しくなるということで、そういうこともお話し、事務局のほうからお話ししたのでしょうか。それで本気になって、今回は何とかしなくてはならない。本当に切羽詰まった状態で。だから、60万もかけて土、土壤改良ですか、やったということなので。そういうことで、聞き取りの報告等参考にしながら、それでは決定したいと思います。

それでは、事前協議で2年というお話が出ましたけれども、この場ではどうでしょう。ここで最終的に審査期間決めるわけですが、2年でよろしいでしょうか。いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、2年ということで、また申請者のほうにお話ししますけれども。そう、この100メートルぐらいのところから井戸水を引いているって言っているけれども、この地図で最初2ページのところで出ているの、この家が。

○事務局 実家の住所はちょっと……

○会長 分からないか。

○事務局 そうですね。

○会長 この申請者、だんなさんの姓だから、ちょっと分からないね。この近くの住宅の地図であるのかな、100メートルだからどの辺かなと思ったのだけれども。あれか、実家の姓が分からないから駄目か。

○事務局 また、ご連絡することがありますので、そのときにちょっと……

○会長 そのときにね。

○事務局 住所を聞いてみたいです。

○会長 そういうことを聞きたがっていた委員さんがいたので、すみません、お願いしますって。

○事務局 はい。

○会長 それでは、2年ということで、決定したのですね。許可相当といたしました。

それでは、これより一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は贈与、庭が狭く不便なため隣接する申請地を譲り受けて使用したいという庭用地の申請でございます、転用済みの田と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

18番 契約内容は売買、車庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでいるが現在使用している従業員駐車場を返却するため事務所に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため事務所に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は売買、新工場建設に伴い従業員駐車場が不足するため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は29件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の一括説明をしていただきました。ナンバー2から30までです。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この中で15番なんか、下限面積、本当は一般住宅250平米以上なので、これは測ったら249平米つてありますけれども、実際、実測では250平米以上ということなので、これは問題ない。

あと、どうでしょう、何か気になる点でもありましたらお願いいたします。

この中でナンバー26ですか、これが面積が多いということで、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取する面積なので、航空写真の、これ皆さんのところに配られていると思うのです。別に周りに影響が出るようなことはないですか。これは一番近い人、西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。昨日、これともう一か所、私と推進委員2人で現地確認を、農業委員会からちょっとお願いされたものですから、2件と、この事業者のやつを見てきました。それで、ちょっと広いので、行ったときにはちょっと社長がいなくて専務さんだったのですけれども、しているうちに社長がすぐちょうど来て話をして、例えば規模が大きいので雨水対策だとか、いろいろなことをちょっと聞いたのですけれども、2段ぐらいにしてちょっと何かメッキみたいのを材料を置いたりだとかというので、汚水みたいのが流れて、もう非常に、ちょっとその横にオートバイの山の中でやっているコースがあるのですけれども、そこがちょっと砂利を入れたりだとかというのがあるって、下のほうに、砂が田んぼに入るのでちょっと今問題になっているところがあるのですけれども。山だから、委員会でなかなか手が出せないのだけれども、区長会がそっちはやっているのですけれども。ここは雨水対策もしてくださいということで、ちょっとした土手を造るか、池みたいなのを造って、下に迷惑をかけないようにというので。昔は、ちょっと液のものをいじっていたのですけれども、あれに関してはどうしますかって言ったら、今、液のものは使っていないから、ちょっと昔流したとかなんとかという話があったのだけれども、今は液ものがないので、そのところは今空になっているから見ていくのなら見ていってくださいというような話で、社長も言っ。会社もこっち側へ、営業所を市内に移したのですね、市外のほうから。

はい。それで、きれいにして取りあえず材料を置くということで、汚水が出るということもないから、取りあえずは心配ないというので、いろいろ3人であれこれ1時間ぐらいいたかな、そこに。それで、ほかを見てきたのだけれども。

○会長 そうすれば、これ、最後に農業委員会ネットワーク機構に意見聴取、皆さんから意見聞くわけ、それ以外、どうだろうね。問題になるようなあれはないかな、事案は。これといって皆さんのほうからなさそうなので、そうすれば、さっきのナンバー26、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することといたします。

それ以外もよろしいですね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第4号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課 農林課です。議案、農用地利用集積等促進計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴いまして、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。

今回の議案は、令和7年4月1日始期の農用地利用集積等促進計画となります。お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

まず、借手は87名、貸手は268名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が297筆、44万5,538平米、地目、田の期間借地が39筆、9万4,272平米、地目、畑の通年が165筆、20万739平米、地目、畑の期間借地が4筆、2,182平米、合計で505筆、74万2,731平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は406筆で割合は80.4%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について、地目、田が163筆、25万1,646平米、畑が108筆、14万2,896平米。10年から15年未満の農用地について、田が167筆、27万8,538平米、畑が59筆、5万8,088平米。15年から20年未満の農用地については、田、畑ともにゼロ筆。20年以上の農用地についてですが、田が6筆、9,626平米、畑はゼロ筆となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま集積計画の報告がございました。これ見てもらうと、田のほうをやっぱり借手も多いし、畑のほうがちっと少ないですね。この数字を見て、皆さんから何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

最低でも5年以上は貸し借り続けなくてはいけないということで、本来なら10年からってことだったのですけれども、いかにしても10年、若い人だったら10年でも、20年でもいいのですけれども、ある程度年齢がいくと、そこまで自分でそこを借りてできるかって、そういう心配もあるでしょう。そういうことで、5年からということで決まって、4月1日からこのような方向で進むということ

で、報告が今ございました。

どうですか、この今の報告を受けて、皆さんのほうから何かご質問等あれば、よろしく願いたします。

○20番西山委員 では、また、いいですか。

○会長 はい、西山委員。

○20番西山委員 ちょっと細かい話みたいなのですがすけれども、例えば賃借料で米1俵というのが昔はあったと思うのです。今までは米が安かったから1万円とか1万5,000円だったのだけれども、ここへ来て2万円とか2万5,000円になったときに、では、米を1俵払うと、例えば賃料で2万5,000円払うというときに、ほかの例えば私のところなんかは、まだ問題がないのだけれども、ほかのところで、その辺の見直しだとかというのはちらほら聞こえては来ていますか。

○会長 今、西山委員から質問がございました。以前は、利用権だとか、そういうのはよく物納だとか、そういうのがあったのですがすけれども、今回物納というのはなくなったわけですね。そういうことで米1俵分の値段ぐらいで今まで借りてもらったのが、米の価格が、ほかの農産物も上がっていますし、だから、そういう価格設定を変えるという話ということなので。

○農林課 農林課のほうには、そういった相談は、まだ出ておりませんというのが今実情です。

○会長 そういう話も出てきますよね、これから。借りるにしても。これまで借賃もまちまちで結構払っている人がいるし、ただ程度。反対に管理料、管理料もraitたいのだって、そういう方もおられる。

○20番西山委員 だけれども、中間管理機構に入れた場合は、賃借ではないと認めないのだよな、使用賃借はな。

○会長 そう、そう。だから、駄目なのだよな。そういうことでちょっと内容的に変わってくるのですけれども。

○21番反保委員 いいですか。

○会長 はい。

○21番反保委員 21番の反保です。農地の貸し借りはともかくとして、その前にうちのほうはとにかく梅が多いのです。それで、梅の作っていない休耕地が大変あるのです。それで、それは借りても、我々は、道挟んでいるのだけれども、道挟んで、借りてもいいのだけれども、その梅の木を整理するのに80万も、100万もかかるのだけれども。

○会長 抜根するのでね。

○21番反保委員 はい。だから、それ、きれいにしてくれるのならいいけれども、市でやってくれるのならいいけれども、それは個人でやるとなると借手がいないので、今フジツルだらけになっている畑が大変あるのです。だから、その辺のところも考えてもらわないと、田んぼ作っているところならいいけれども、畑作っているところならいいのだけれども、その辺のところをどうしたらいい

のか、ほかにもいろいろあると思うのですけれども。

○会長 あの対象にはならないよね。山林化しているようなところをきれいにする、あの新事業があるじゃない。それ、あれだよ、梅の木では駄目だよな。

まあ、いいや、佐藤君、ちょっと。

○農林課 今のご質問に関しては、会長が言おうとしていた高崎市の農地再生の事業は、梅の木をも全部抜いて、木にするのであれば対象でございまして……

○会長 そうか。

○農林課 もう本当に場所によりますし、あとは、やっぱり梅の木を処分するので処分費がかかると思いますので、こちらのほうの農林課から提示する試算表と比較してやる、担い手の方がやれるかどうかというところで補助してもらえかと思います。

もう一点なのですけれども、先ほどちょっと西山委員が最後おっしゃっていた使用貸借対象にならないというところなのですけれども、中間管理事業は、一応使用貸借でも設定可能ですので。物納は、先ほど会長おっしゃったとおり、まだ現状対応できていないのですけれども、物納やる場合は、使用貸借で出してもらうしかないというところがございます。

補足の回答でございます。

○会長 という、今、反保委員、今の説明分かりましたか。

○21番反保委員 そうだよな。

○会長 そう、そういうことだそうです。

○21番反保委員 借りたやつがやるのなら。

○会長 自分ちの処分、駄目だけれども、借りるので、そういう事業を使って。では、借りてどんどんやってください。ぜひ、解消になりますよ。

ほかに質問。

はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、貸手と借手を見ると、やっぱり貸手が多くて、借手は少ないと思うのですけれども、多分借手というのは法人だとかそういう人が多いのですかね。個人的に見たら、なかなかそんなに借手がいるのかなという疑問があるのですけれども。この内訳はあれですか、借手の87の内訳というのはどういうあれになっているのですか。

○会長 それでは、農林課、お願いします。

○農林課 申し訳ございませんが、ちょっと借手の個人、法人までの内訳はちょっと資料を持っておりませんので、正式な数は分からないところがございます。ただ、今回のケースで言うと、特に、その法人で多かったのは六郷・長野地域であります農事組合法人のほうが大量に貸し借りが出てきておりますのでというところがございしますが、ちょっと法人数は分かりませんが、法人が過半数を超えているとかって言われると、そういうことはまずないかなと思います。個人の人が借手で、そ

の過半数を超えていると思いますので。もし、金井委員、必要であれば、ちょっと後日になりますけれども、個別に個人と法人の数をお伝えさせていただきますので、それでよろしい……

○25番金井委員 はい。今後の農業を考えると、個人的な人にたくさん借りてもらってやれば、農家数が増えるという感じであると思うのですけれども、法人がいいか、それから個人がいいかというのは、私は本当分かりませんが。なるべく、だから、多くの人が農業でずっとそのまま続けていけるような形になって、ちょっとやっぱり法人以外の人に本当は行ってやってもらいたいなという気はするのですけれども、どうですか。

○農林課 おっしゃるとおり、個人で、そこはちょっと考え方なのでしょうけれども、法人のほうが人数も多くて、将来的にわたって、営利企業ですし、継続して進んでやっていく必要があると思いますので、地域の方がどう受け入れるか次第ですが、法人は積極的に増えてほしいとも思っております。

○会長 できれば、家族経営もきちんとした収入を得てやるのが一番理想的なのです。家族経営。もっと家族経営、一生懸命やっている人を伸ばしてやりたいのですけれども。そうって家族経営だと限りがありますよ、上限ね。それ以上増やすには、やっぱり人を雇用して、雇ってやらなくてはならない。そうすると、今度は賃金だなんてことも、払わなくてはならないって、そういうこともありますし、なかなか難しいところなのですけれども、家族経営もこれからどんどんできる方はやっていただきたいと思います。

また、先月終わった地域計画、地域計画十何か所だっけ、十一、二か所ぐらいだったかな、やったのよね。それで、どうだろう、結果的に。今後10年後。誰が法人になってやりますって。大体の大まかなちょっと報告してくれる。

○農林課 農業委員の皆様、ここにいらっしゃらない最適化推進委員の皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございます。今話があったところでございますが、国が理想と掲げている10年後、誰がどうやるとかというところで、現在やっているところから将来にわたって農地の交換とか、集積が進むのが理想ではございますが、今ちょっと全体見ていると、その理想まではなかなかいっていないのが現状でして、行政のほうも、やっぱり地域計画の策定をまず今年度末までにするというところを今回に関してはちょっと第一目標に掲げておりますので、次年度以降は委員さんの皆様の力を継続的に借りつつ、今度はメインである、その農地の貸し借りで10年後、地域がどうやっていくかというところを主眼に置いた協議の場を開催したいとは思っておりますので。今までどおりですと、結局、地域計画の議案を読み上げて終わってしまうようなところになってしまうと、あまり意味はないところになってしまうかなと思いますので、その辺は委員さんとも、ちょっと相談させてもらいながら、工夫して協議の場の進め方、地図の見方を検討していきたいと思っておりますので、来年度以降はより理想に沿ったところで取り組みたいと思っております。

以上です。

○会長 今、報告ございましたけれども、やっぱり地域、地域で平坦地と中山間地ではやっぱり違います。そういうことで、最初の年なので、今後徐々にその地域計画もきちんと策定、借手が貸手のところを耕作できるような状況になっていけばいいかなと思うので、皆さんもぜひともご協力のほどお願いいたします。

それでは、もう、みんなのほうからいいですか。

はい、金井委員。

○25番金井委員 ちょっといいですか。地域計画についてなのですけども、私は、最後はちょっと行けなかったのですけれども、行った人の意見を聞くというと、何か地域計画、いろいろ意見を言ったのですけれども、市のほうはあんまり聞き入れてもらえなかった。一応、方針があって、その方針が、だから、もうずっと決まっていて、それをただ説明して終わったような感じで、よくその委員の意見をいろいろ言ったのだけれども、聞いてもらえなかったというのが、何か、行った人の意見らしいのですけれども、どうでしょう。

○会長 そういう話は初めて聞いたのだけれども、そういうことがあったのが。

○農林課 今の金井委員のような印象を、ちょっと吉井は、行政の回答とすると、受けてしまうのもあったかなと思いますので、今のちょっと意見を、農林課であったり、農業委員会も含めて持ち寄って、今後はそういった印象を与えないような形で対応させてもらえんと思います。恐らく、多分意見が出てきたことに対して、検討しますとかって、そういうような感じで、その場は多分回答しているのですけれども、今後はその場でもうまく建設的な議論になるような形に持っていきたいと思いますので、すごく、その、すみませんでした、申し訳なかったです。

○会長 今の話ありましたけれども、それを参考にして、また次回は、きちんと地域計画、座談会もやっていただきたいと思います。

ほかに質問等なければ、この議案第4号終わりますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は倉庫及び車庫、用途指定区分は準工業地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1 番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか 3 件、合計 4 件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第 4 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1 番につきましては、令和 6 年 12 月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続の遅れにより、転用許可が令和 7 年 1 月 7 日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

2 番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4 条申請 12 件、5 条申請 65 件、合計 77 件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和 7 年 1 月 22 日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 今、第 1 号から第 4 号まで報告がありましたけれども、これに関して皆さんから別にこれと
いって質問ないですね。

○全員 なし。

○会長 それでは、あと、その他です。

事務局から何か皆さんに報告するようなことはありますか。

ないですか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第 20 回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2 時 4 0 分 閉会